## 統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会(第2回)議事録

- 1 日時 平成18年4月20日(木)14時30分から16時40分
- 2 場所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者

構成員:竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡 史雄委員

総務省:衞藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企 画課長、千野雅人経済統計課長

## 4 議題

- (1) 統計調査の民間開放・市場化テストにおける検討課題について
- (2) 科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査について
- (3) 個人企業に関する経済調査について
- (4) 個人企業に関する経済調査を補完する意識調査について
- (5) その他
- 5 配布資料
- (1) 統計調査の民間開放・市場化テストにおける検討課題について
- (2) 科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査について
- (3) 個人企業に関する経済調査について
- (4) 個人企業に関する経済調査を補完する意識調査について
- (5) 統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会 (第1回)意見の整理

## 参考

- (1) 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(抄)(平成18年3月31日閣議決定)
- (2) 研究会スケジュール
- (3) 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の開催について(修正)

## 6 議事の概要

竹内座長 今日は、統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会第2回です。

最初に議事に入ります前に、小川委員に新たに加わっていただきましたので、事務局からの ご紹介とご本人のごあいさつをお願いいたします。

飯島課長 第1回の研究会で、議論の状況に応じて委員を追加していただくということで、 ご了承いただいておりまして、今回から新たに、日本大学人口研究所次長で、日本大学大学院 総合科学研究科の教授でいらっしゃいます小川先生にご参加いただき、人口統計の分野からの 専門的なアドバイスをいただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

小川委員 小川でございます。よろしくお願いいたします。

竹内座長 よろしくお願いいたします。

それから、事務局の方で4月の人事異動に伴い、統計調査部長が交代されました。

高橋部長 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

竹内座長 よろしくお願いいたします。

それでは本日の議題ですが、第1は、統計調査の民間開放・市場化テストにおける検討課題 についてということで、前回の議論を踏まえて事務局の方で整理していただいたものです。

第2は、科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査ということであります。

第3は、個人企業に関する経済調査であります。これについては、前回少し議論をいただい たのですが、もう少し議論していただく。

それから第4は、個人企業に関する経済調査を補完する意識調査についてということであります。

早速議題に入らせていただきまして、本日の議題の第1の統計調査の民間開放・市場化テストに関する検討課題について、事務局から資料に基づいてご説明いただきます。

飯島課長 それでは、資料1-1からまず説明させていただきます。

これは、この研究会でどういった業務を民間開放対象業務として検討していくのか、前回の研究会でも十分に整理し切れていなかったということもございまして、整理をした形でお配りしたものでございます。この資料について、簡単に説明させていただきます。

検討対象となります調査ですが、これは前回の2次答申等にも書かれております。また、今回お配りした参考1の閣議決定にも書かれており、これを踏まえまして、総務省統計局所管の指定統計調査すべて、これを検討対象の調査といたしたいと思っております。

検討対象の事務と留意点ということでございますが、大きく調査の系統を2つに分けてござ

います。統計局の調査の場合、国直轄の調査、これは1つだけ、科学技術研究調査を郵送で行っております。それ以外のものは地方公共団体を通じて実施しているわけです。そこで、まず2つに分けまして(1)として、国の直轄調査、これは企画を除く調査の実施にかかわる事務を対象に、(2)として、地方公共団体を通じて行っている調査について、これはそこにありますとと、両方の場合を想定しながら研究会でご議論いただければと思っております。

は、全国的な調査の統一性を確保するために、国で一括して民間競争入札を実施するものです。対象となります業務は、企画を除く調査の実施に係る事務でございますが、留意点として幾つかそこにございますが、法定受託事務として地方公共団体に委託している事務を、国の直接執行事務に位置づけ直すというような措置が必要になります。そうなりますと、再び地方の事務には戻せませんので、全国調査を適切に行える民間業者が常にあるかどうかといったことも留意点になります。また、民間業者の創意工夫をどこまで取り入れるべきかということも検討課題になろうかと思います。

それから ですが、地方公共団体ごとに入札を行う場合、これは地方公共団体が現在行っている事務が対象になるわけですが、具体的にはその下に米印で5点ほど並べてございます。統計調査員に関する事務、申告義務者の選定に関する事務、調査票の配付、取集、あるいは調査区の設定等が行われております。留意点といたしましては、全国統一性の確保のために、どのような措置が必要になるのか、それから、具体的に地方公共団体が入札を行う場合の事務の範囲をどうするかといったものがあります。

3番の検討の方法ですが、個人企業に関する経済調査に加え、と書いてございますが、ここにあります「個人企業に関する経済調査」、これは個人企業の試験調査を指しております。具体的な調査名には試験調査という名前が入らない方が、実際に調査をする上で余計な影響が入ってこないと思われますので、少々紛らわしい名前ですが、個人企業に関する経済調査と、これが試験調査とお考えいただければと思います。この実施・検証に加えまして、科学技術研究調査等への意識調査、これはその他の調査への意識調査も含まれますけれども、こういった調査を行うとともに、関係のところにヒアリングを行い、研究会で総合的にご検討いただきたいと考えております。

資料1 - 2ですけれども、もう少し細かい事項も含めまして、今後検討していくべき課題というのを整理したものでございます。ここでは一応左の方に(1)から(5)の5つのカテゴリーに分けて整理をいたしまして、どういう対応が今後考えられるかというのをまとめたものでございます。まだ、課題がこれで尽くされたものではないかもしれませんが、また今後ご意

見などをいただきながら、こういった検討課題をさらに整理して議論のためのもとにしていた だければと思います。

基本事項といたしましては、どういったものを対象業務の範囲とするかという問題があります。その場合に調査の規模、調査対象、調査方法の違いといったものも類型化して行く形になるうかと思います。

それから全国一括か地方別かと、先ほどの の方法をとるか、 の方法をとるかといった問題でございます。入札関係で言いますと、応札業者の事前チェック、統計調査業務を履行するのに必要な要件、あるいはそういった要件を満たす民間業者は確実に存在するかといったような問題がございます。

また、コスト面での把握をどうするか、財産の有効活用として、現在、官側が持っている例えばオンライン調査システムのようなものの利用をどう考えるか、あるいは契約期間をどう考えるかといった課題がございます。それから民間業者との関係ということで言いますと、リスクマネジメント、リスクの分担をどう考えるか、あるいはリスク発生時の対応方法。適正な業務履行ということで言いますと、業者により適切に業務が履行されるかどうか、メイキングが行われないかどうか、こういったものの検証、モニタリングの手法も検討課題になろうかと思います。

それから(4)の報告者との関係でいきますと、調査実施者への信頼性の確保。これは意識調査などで官か民かで報告者の反応が違うのかどうかと、そのあたりは把握していく形になろうかと思います。それから報告者の秘密保護をどのように保護していくかということ。

それから(5)の結果利用の関係ですけれども、統計の正確性、そもそも最も重要な話ですが、統計の正確性をどのように確保するのか。右の対応のところに「今回の調査」と書いてございますが、これは試験調査を指しており、試験調査におきまして回収率、代替率、記入状況等を把握して、そういったものも踏まえて検討していただくことになります。

それから、業者切りかえの際の安定性の確保ということで、会社が変わったときにスムーズ につながるようにするための留意点。こういったものが課題になるかと思います。

もしよろしければ資料3の試験調査の中身もあわせて説明してもよろしいでしょうか。

竹内座長 一緒に説明していただいた方がいいと思います。

飯島課長 ご説明させていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。資料3 - 1は個人企業経済調査の本体調査の概要でございます。これは前回、説明させていただきましたが、その2ページ目に個人企業経済調

査の本体調査の具体的な業務内容と実施機関というのをある程度、業務の流れに沿った形でま とめました。これは新たにつけた資料でございますので、これの説明をさせていただきたいと 思います。

大きく左に業務区分とありまして、右のところにその業務を担当する機関を入れてございます。企画のところは、1番から3番まで事前の研究から調査の設計、標本設計、経費の措置。それから、実査の準備ということで、4番から12番までございまして、次に実査ということで13番から19番までございます。こういった仕事につきましては、統計局が現在行っているところ、それから都道府県・指導員が行っている部分、調査員が実際に行っている部分と分かれております。基本的には、包括的な民間委託を想定する場合は、恐らくこの表で4番ないしは5番あたりから18番あたりまでが対象になろうかと思われます。4番の調査対象の選定というのは、標本設計と深くかかわる部分なので、この辺をどう考えるかというのは議論になる部分かと思います。5番として用品の作成・印刷、6番の発送というのは現在統計局が行っております。

それから7番、調査員の任命から調査員への説明、調査対象への事前の協力依頼。これは現在、都道府県、あるいは指導員が行っております。調査員については、10番の説明会出席から、実査として実際に調査票の配付・取集を行って、集めたものの疑義対応、それから検査といった一連の仕事が調査員の仕事になっております。その提出を受けて、都道府県・指導員の方で17の調査票の審査・提出、あるいは随時の調査員からの疑義対応といった仕事がございます。また19番、これは統計局の方で随時都道府県からの疑義対応、これが実査の間行われると。このような流れになっております。20以下は調査票の受付から、集計、発表という一連の流れで、統計センターが担当しております。

29番から31番のところは、通常の流れとはまた別な話になりますが、統一的な指導を行うという観点から定期的に統計局において都道府県を集めた事務打ち合わせ会の開催、実務研修会の開催、あるいは都道府県においては調査員の指導会の開催と、こういったものを実施しております。

それで、今回の試験調査、概要は前回もご説明申し上げましたが、資料3 - 2、4ページ以降に付けてございますが、この2ページの表で申しますと、今回民間の方に委託して実施するというものは、5番の調査関係書類・用品の作成・印刷から、18番までと、ここが民間に委託される部分と整理できると思います。ただ細かいことで申しますと、5番の調査関係書類・用品のうち、調査票については時間的な制約とそれから0CRという特殊な様式であるというこ

とで、印刷は統計局が実施をするという形になっております。それ以外の部分を包括的に民間の方に委託をするという形で考えております。先ほども資料1で若干申しましたけれども、この試験調査で得られるデータといたしましては、先ほどの資料の1 - 2に戻りますけれども、資料1 - 2の(5)にございます統計の正確性の確保という観点から、回収率、代替率、記入状況と、こういったものが出てまいりまして、これを本体の調査と比較検討することになります。

また、この試験調査とあわせて、また後ほどご説明いたしますが、意識調査をこの試験調査の客体にもかけるということで、そういった結果を見ることによりまして、資料1-2の(3)にございますが、適正な業務履行、これの検証的なものも行うという形になります。説明が飛んで大変恐縮でございますが、実際の試験調査の概要を資料3-2にまとめてございます。仕様書という形で前回ごらんいただきましたので、全体的なところは省略させていただきますが、2番の(1)の調査の種類ということで、調査AとBの2種類を予定しております。調査Aが全国を一律1社に民間委託するタイプとなっておりまして、(2)の下に書いてございますが、全国49地域で約930の事業所が対象になります。調査Bは1県ごとに1社ずつ民間委託をするということで考えておりまして、これについてもこの試験調査では国が直接入札をいたしまして、各県ごとに委託する会社を決めるという形にしております。現在、協力いただく県と相談していますが、5県程度が対象になるということになります。今、調整中ですけれども、北海道、静岡、福井、京都、広島といったところと現在相談中でございます。調査の規模についても現在、調整中でございます。大体、各県で100程度の事業所になるかと思われます。

5ページに別紙ということで、もう少しこの調査AとBの相違点をまとめてございます。調査Aは全国1社に民間委託するタイプということで、このAの方が想定しておりますのは、先ほどの課題でいくと というところに出ていましたけれども、地方が行っている事務を国の事務に位置づけ直す等の措置をした上で、国が一括して民間委託する場合、これを想定しております。これは個人企業の本体調査との比較などによりまして、統計の正確性、あるいは信頼性、適正な業務履行などについて検証をするということを考えております。また、こういったデータは、他府省の国直轄の調査員調査の検討のための参考データにもなるのではないかと思われます。

調査Bですけれども、これは1県ごとに1社ずつ民間委託するタイプでございますが、想定 しておりますのは、地方が行っている事務を都道府県ごとに民間委託する場合を想定しており ます。これも統計の正確性、信頼性、業務履行など検証するわけですけれども、また委託する 業者が異なる場合に、どのような差が生じるかといったようなことも検証しまして、全国の統 一性の確保のための検討にも利用したいと思っております。

調査の系統ですけれども、今回の試験調査では各県ごとに、国が直接、民間業者と委託契約 を結びますけれども、当該都道府県で調査対象になりました事業所から照会などがあった場合 には、都道府県の方で協力をしていただくというようなことをお願いしております。

以上、資料1と資料3の説明をさせていただきました。

竹内座長 ありがとうございました。資料1 - 1にいろいろな検討課題ということでありましたが、その検討課題は、具体的にどういうことになるのかということも、ご説明があってからの方が議論しやすいと思ったので、個人企業に関する経済調査の具体的な内容をご説明いただいたわけです。

そこで、資料1-1に基づいて、ご議論をいただきたいと思います。この研究会で研究する 意味ということについて、1つは民間開放・市場化テストの推進に対してどういう問題が生ず るかということを検討して、それでどれだけ推進できるかということを考えようということで、 この研究会が設置されたことが本来の目的かもしれません。実は私が考えますには、民間開放 をぜひ推進しようということとかかわりなく、実はある程度民間に委託せざるを得ない状況と いうのは、そのうち生じてくると思うんです。家計消費状況調査は、初めから民間開放推進の 一部としてやったわけではなくて、事実上、ほかのやり方でできないこともあって民間委託を やったわけですから、これからも民間委託をすることは、あり得ると思うんです。そういう場 合に、いわば民間委託をするときの基準とかガイドラインのようなものを作っておくというこ とは、仮に民間開放をどんどん進めようというようなことが中止されたとしても、やっぱり必 要だと思うんですね。ですから私が思いますには、この研究会では民間開放と言わなくても民 間委託と言ってもいいでしょうけれども、民間開放あるいは民間委託の場合の考え方や、やり 方についての基準みたいなものをなるべく作るということを1つの目的にして考えればいいの ではないかと思います。ですから、民間開放推進賛成・反対にかかわりなく、そういうことを やる場合の目的、問題点なりあるいはやり方についてのご意見なりをお伺いした方がいいかと 思っています。

小川委員 質問なんですけれども、個人企業に関する経済調査は、県でやる部分と国でやる部分、その二本立てでやるわけですが、私は、民営化をやるにしても、データコレクションのキャパシティが日本では民間でどのぐらいあるかという問題が、非常に重要だと思います。国

全体で競争させて入札させて、それでまた県の方でやった場合にも同じ会社が行うのか、違う会社なのか。それから調査員は多くの場合、いろいろな会社が同じ調査員を使ってやる可能性があるので、結局は国の調査もやり、県でもやる、そういう可能性も出てきます。その点で、私はアイデアとしては民間でやるとこと自体は悪いことではないと思います。しかし、2ページ目にありましたように、サプライサイドのキャパシティがどのぐらいあって、クオリティーがどうなのかということを、フィーザビリティーのところで民間業者の適切性などが余りよくわかっていないので、議論をどこまで進めていいのかというのが非常に不安です。私は大学で個人的にロンディテューディナルで全国調査をやっているんですが、いつも問題になるのは、日本の大学や研究機関は、予算の関係で同じような時期にやります。それでさらに民営化をして、国の調査が入ってきた場合でも、我々はどうしても一定期間でやらなければいけないんです。そうなってくると、既に幾つかのところで競合性が出てきてしまっているにもかかわらず、さらにクラウディングアウトされてしまう可能性もあるのではないかと思っています。調査をやってくれる会社が4つぐらいしかなく、さらにそういうのが民間開放で出てきてしまった場合に、これは我々の大学のところでは困ってしまいます。それとはさておき、要するにキャパシティの問題で、どういうような見解をお持ちかというのを知りたいんです。

竹内座長 大体の見当はついていますか。

飯島課長 今、私どもでやっておりますのは、先ほどありました家計消費状況調査だけでございまして、1つだけですので、複数競合というところまではちょっと状況判断できないんですが、いずれこの研究会でも幾つかの調査会社からヒアリングなどもして、どのぐらいの能力があるかという話も伺えるようなことを考えたいと思っております。

また、今回の試験調査で実際に国全体のAの方の調査と、それから県別のBの調査でどういう会社に委託することになるのか。そういうのも具体的な情報としては利用できるのではないかと思います。付加的にそういった情報必要だというのは私どもも認識しておりまして、できるだけ情報を集めるようにしたいと思っております。

衞藤局長 家計消費状況調査は、新年度から業者を切りかえることになりますが、実際受け 手はこれからどれだけあるのかということで、市場の状況を見ていたのですが、実際にはなか なか難しいというのが、今の時点での現実だと思うんですね。

市場化の法案が動き出しまして、そういう中で我々の議論を進めなくてはいかんということですので、これからのマーケットと言いますか、まだ幼稚産業の状況かもしれないですけれども、こういうことが動きながら出てくるのではないかということも想定しながら、若干現状は

厳しいとは思いますが、考えていかざるを得ないのではないかなと見ています。

小川委員 大学のサイドから見ると、高度化推進プログラムなどで全国調査を3つぐらいやるんです。文部科学省の助成もあり、そのような全国調査が次々と企画されています。そして、調査をどの調査機関にお願いするかを考えると、非常に数が限られていて、競合して予定どおりにできなくなるという不安があります。官庁統計の民間開放もいいんですが、その受け皿となる業者のキャパシティがない可能性があります。

新村委員 それに関連してなんですけれども、資料を少し作っていただきたいと思っております。私がある研究会で見た資料によりますと、まだ包括委託というのは家計消費状況調査だけかもしれませんけれども、部分的には民間委託というのはかなり進んでいるんですね。とりあえず指定統計調査だけでもいいんですけれども、各省に伺って一体どこを委託していて、それをどこが受託しているのかという実績の表をつくっていただけたらと思います。

指定統計調査だけだと実はまだ余り進んでいないんですが、承認統計の方はかなり民間委託が進んでいて、そのリストを見ることによってどういう業者がどういうことをやっているのかがわかるのではないか。包括委託でないとだめなのかというのが、実はこの研究会の課題として私はすごく気になっていたんですが、第1回の内閣府の説明に「地方が出す」という部分委託もありました。一部を民間委託することから始めて、徐々に業者を育てていくというような手もあり得るのかなと思います。ただ、実態がわからないので、それに関連する資料を作っていただき、次回にでもご提示いただけたら示唆に富むものになるではないかと思います。

衞藤局長 どこまでできるかわかりませんが、極力そのように。

竹内座長 どうぞ、舟岡さん。

舟岡委員 私も同じ考えです。既に指定統計調査等でも一部の業務は民間委託していますから、その実態を理解することは我々が議論をする上で非常に有効だと思います。今回、個人企業経済調査について資料3を示していただいて、非常にわかりやすくなりました。この研究会で検討対象となる調査は、統計局所管の指定統計調査すべてですので、個人企業経済調査のような都道府県経由の統計調査に加えて市町村経由の統計調査についての資料も示していただきたい。

また、先ほどの説明では、包括民間委託について、個人企業経済調査の具体的な業務内容で言うと、4から18までをとりあえず想定されるとのことでしたが、調査Aと調査Bを同じ範囲で考えるべきなのか、そうでないのか。さらに、受託した調査会社が業務の一部を再委託できるのか否か、できるとして、その業務の範囲や内容について議論しなくて良いのか。

竹内座長 契約書の書き方ですね。

舟岡委員 契約書というよりも、基本的な枠組みが関わると思います。

大橋委員 それは一般的には委託契約で決めればいい。

舟岡委員 そうですが、その範囲について、適否をこの研究会でも議論しておくべきと考えますが、どうでしょうか。

大橋委員 どういう事柄について再委託がだめなのか、こういうものはできるというような 一般的な基準と言いますか、再委託の可否についての基準というか標準というか、そういうも のについて議論するのはいいことだと思います。

舟岡委員 そうです。

大橋委員 再委託は一律にだめということではないと思います。

舟岡委員 だから、業務ごとの適否についての判断の議論はしておくべきだろうということです。

大橋委員 恐らくこれまで、この市場化テストに類した社会保険庁の仕事だとか、ハローワークの仕事については、委託契約上は再委託を許す規定が置かれていないと思います。しかしそのことは、この統計調査の委託に当たって再委託はだめだということにはならないので、統計は統計で考えていけばいいと思います。

舟岡先生のお話で、個人企業経済調査の具体的な業務内容の4から18までが包括委託の対象になり得るんではないかという説明でしたが、その後の20から24ぐらいまでを委託できないのか、教えていただきたい。推測するに、OCRの入力の設備というか、そのような機械を統計局は持っているから一括してやった方が効率的という考え方なのではないかと思うけれども、こういうものを包括的な委託の範囲に含んでも、十分理論的には可能だろうと思う。もしできないのであれば、その理由を説明してほしい。それからもう一つ、先ほど小川先生からお話があったように、民間委託するとき手を挙げる民間がいないのではないかということで、その辺をご心配されているのではないかと思うんだが、ここは私も確信的なことは言えないけれども、先般、ある県から聞いた話によると、その県は県独自で労働力調査を補完する調査を民間にやらせることにした。そのときに、5つの会社が手を挙げてきたということです。その県は小さな県ですが、5つも手を挙げるところがあるということで、その点について、やや私は安心したという経験をご紹介しておきたいと思います。

ちなみに、規制改革・民間開放推進会議で、統計ではないのですが、主要な業種の主要な企業に対して、全般の民間委託、あるいは市場化テストやったときに、あなたの会社は手を挙げ

ますかということを内々に聞いたところ、100社近くの方が手を挙げてもいいよという話があったと聞いております。手を挙げるところは少ないんではないかという懸念を私も持っていたんですが、それを見て、それほどないわけでもないんだなという感じを持ったということをご紹介しておきたいと思います。

竹内座長 集計部分の委託に関するご質問についてお答えください。

飯島課長 集計の部分の委託ですが、これもご指摘のように想定はされるわけですけれども、今回の試験調査におきましては、実地の調査と集計というのは別な種類の業務ですので、まず実地の調査のところでの比較検討というのを主眼に置きまして、18番あたりまでにしております。それで集計のところにつきましては、統計局の調査の場合、統計センターが大きくかかわりを持っているわけですけれども、ここにつきましては現在この研究会とは別に、「統計センターの役割・業務等のあり方に関する研究会」というのが並行して動いておりまして、そちらで民間への委託の問題も含めて議論がされている状況でございます。そういった結果もまた踏まえた形で、こちらでいずれまた集計の方もご議論いただく形になります。

大橋委員 民間委託という考え方の根底にあるものは、この個人企業経済調査に関して言えば、実査かその集計かというその仕事の性格ではなくて、この仕事自体が民間でできるかできないかというのが物差しになるんですね。だからここの審査、集計という業務区分でいうこの2つの業務について、民間では不可能なのかどうかということについて説明してほしい。

竹内座長 確かに審査・集計の中にも、いわゆる業務に当たる部分があるはずで、つまり企 画ではないところがあるはずですから、そういう意味では今回の個人企業に関する経済調査の 場合には入れないこととするにしても、これはそもそも入らないという考え方なのか、それと も入り得るけれども今回は外したということなのか、お答えいただきたい。何か入らない基本 的な理由があるかもしれない。

飯島課長 入らないということではなくて、集計の問題はまた別な場で今検討していまして、 そういった結果をこちらがもらった上で、またこちらでも。

竹内座長 その場の検討の中には、それも民間委託に入れるというその選択肢も含んだ検討ですか。

衞藤局長 申し上げているのは、主体というか、組織が違うという単純な話なんです。それから、あちらの研究会の方は立ち上げたばかりでして、そこまで議論が進んでいない状況です。 大橋先生が言われるように民間でできるかできないかという切り口から言われれば、おっしゃるとおりだと思うんです。あと、総理府統計局の時代から言えば、まさに1番から31番まで一 貫して調査部と製表部、それから地方が協働しながらやってきたという流れがあるんですけれども、これからの民間開放では部分的に切っていくと。あと問題としては、我々としては統計本来のその精度なり迅速性でして、それはどうなってしまうのか、どの程度損なわれるのか、そこはまさに勘案しながら考えるべき問題ではないかなと、そんなふうに見ています。

舟岡委員 私も大橋先生のおっしゃるように、ここも含めて統計調査の業務という理解でいます。その点から言いますと、確かに統計局が実施している作業ではないかもしれませんが、包括的に検討するということになれば、20から24も入るのだろうと思います。ただし、22はエディティングの業務に関連し、インピュテーション等の仕方は統計目的に密接に関係しますから、ここは民間委託になじまない業務でしょう。また、23は個人企業経済調査についてはもう既に集計プログラムがありますから、民間が競争しようがないですから、23、24は対象になりようがない。そうすると、20と21の、調査票のOCR入力については、統計センターで作業を行うのと、民間で手を挙げたところで作業を行うのと、どちらが効率的でコストが安いかチェックする工程が残っているのかなと思います。

竹内座長 私も、確かにおっしゃるように、こういうところにいわゆる業務的な部分があって、それは民間開放していいのではないかと思うんですが、ただ1つ、確認しておく必要があるのは、そのときに民間開放したら民間側はその結果表だけ提出すれはいいということではないので、調査票全体を国の方に渡すことは絶対に必要です。調査票の内容データが民間の方に残ってしまうというのは問題です。それをはっきりわかっていただきまして、手が上がらなければいけないので、そういう意味では事後的に国の方で調査票自体の中身を全部チェックできるような状況は残しておかなければいけないわけですから、やはりデータチェックや調査票の審査を、全部民間に任すというわけにはいかないと思います。

形式的な審査は民間で業務の一部としてやる部分があっていいと思いますが、そこをもし民間開放するとすれば、20、21、22、23、24と書いてあるところをもう少し整理しないと、どこが民間開放できるかということがこのままでははっきりしないと思います。ただ、集計プログラムの作成といっていますのも、内容次第で、集計の仕方がちゃんと決めてあれば、具体的にコンピューターのプログラムをつくるところは民間でやってもいいかもしれません。しかし、集計の仕方自体は民間に任せるわけにはいかないわけですから、その辺は確かに民間開放できる部分もあると思うんですけれども、もう少し検討しないと、どこまで民間開放できるかということははっきりしないのではないかと私は思います。

今回については、とりあえず個人企業に関する経済調査では、統計局の管轄外の集計部分を

一緒にやることができないということがあるので、これは除いてあるというふうにご了解いただければと思います。ただ、私も、この部分が全く民間開放できないということではないと思っています。

ほかに何かご意見ありませんか。

土屋委員 先ほどの全国規模の調査ができる業者があるかという点は、確かに調査員を使うような調査では小さなところはできないかもしれません。しかし、これから調査方法も大きく変わっていく可能性もあると思うんです。つまり、今まで調査員を使っていたけれども、それをやめて郵送、あるいはインターネットにすると、今は全国規模の調査ができない、調査員を抱えていないような業者であっても、これからそういう調査ができるようになってくる可能性もある。あるいは、今はそういう業務がないから業者がないという可能性もあって、業務が出てくれば、そこから新たな業者が立ち上がってくる可能性もあると思います。ですから、今の時点でどうかということももちろん大事ですけれども、今後、例えば5年先、あるいは10年先どうなのかというところも考えていかなければいけないのではないでしょうか。

そうしたときに一番問題になるのは、先ほど竹内先生がおっしゃっていましたとおり、民間 業者に委託するとしたらどういうところに注意しなければいけないのか。あるいは新しくでき たノウハウがない業者に頼んでしまって、精度が悪くなってしまうというようなことを避ける ためには、ちゃんとした業者とそうでない業者をどう見分けるべきか、あるいはそのスクリー ニングをどうすべきかというようなところをきちんと考えておく必要があります。そのために は、その業者にヒアリングするとか受託した業者は当然ですが、それ以外の業者にもヒアリン グなどをしたらよいと思います。

竹内座長 一般的なことですけれども、ずっと昔からいろいろな産業部門で、初めは国が外国からの技術を入れて、そして段々民間企業を育成していくということがあったわけです。それは軍需産業なんかもそうだし、あるいは電信や電話なんかもそうだし、いろいろありました。こう考えると、実はある程度育成はしないと、なかなか企業が育たないのではないかと思うんです。ただ、育成するというのは、表面的な市場原理に反するところがありますから、特定の企業をある程度保護するのは、難しいのではないかと思っています。

先の心配をし過ぎかもしれませんが、カナダやアメリカには調査能力のある企業が存在しています。ですから、そういう外国企業が応札したらどうするのかという問題があると思います。 もちろん外国企業を排除する理由は全くないですけれども、例えば外国企業に個票データその ものが渡ったときに、それが外国にそのまま流れてしまうようではいけません。もし外国企業 にも民間開放するなら、やはりその点は考えなければいけない問題だと思います。国内で民間 企業を育成していくというプロセスを今の市場原理とどうやって矛盾なく進めていくかという 話と、グローバリゼーションのもとで、外国企業も当然加わってくるかもしれないときに、それを無条件で受け入れて大丈夫かというような問題があるので、現在どういう危惧がどれだけ あって、外国企業がどういう能力を持っているかということについては、十分研究しておいた方がいいのではないかと思います。

舟岡委員 若干関係して、昨日、次官出身者で現在シンクタンクにいらっしゃる方との話しのなかで、ダンフォース上院議員がかつて「なぜ日本では有力なシンクタンクが育たないんだ」と非常に不思議がって、「アメリカだとシンクタンクの有力なところがたくさんあるし、それぞれ専門性があるのに」との質問に対して、彼の答えの、「日本では官庁が大変優秀で規模の大きなシンクタンクの機能を果たしているから、民間が育たないんだ」に対して、納得してもらえたそうです。これは余談ですが。

統計調査には多分にそういうところがあると思います。国という大きな組織がすべて一括して行っていて、民間が育っていない。だから育てなければいけないのだろうと思いますが、現状は、まだ受け皿になるような有力な業者はいないと思います。民間は、小規模調査ならともかく、大規模調査だったら無理だ、という認識を私は持っています。

竹内座長 さきほどのダンフォース議員のことで少しだけつけ足せば、アメリカのシンクタンクは純粋に民間企業として育ったということではなく、国家がそのシンクタンクに注文することで、非常に絶大な補助があるわけです。ですから、アメリカは純粋に民間でしているではないかという議論は全く成り立たないことを前提にしないといけない。日本の場合、役所が外へお金を出して外注するかわりに自分のところで全部やってしまっているというのが事実ですけれども、だから役所がやめて民間に何もお金も出さないで放り出せば、民間でおのずから育つかというと、そういうことは決してない。統計調査の産業を本当に育成するつもりであれば、農業というほどでなくても、ある程度保護育成費が必要だろうと思います。

舟岡委員 コストの把握をする際に、今回の試験調査を通じて、民の工夫を官の統計調査に 生かすような仕組みが必要であろうと思います。コストが包括的に幾らということだけではな く、民の行う調査でどの部門に幾らかけたか、それが官では幾らかかっているか、そのような 比較から、この業務についてはもう少し民の工夫を取り入れられるのではないかというように、 民のノウハウをうまく摘出できるような仕組みが必要でしょう。調査 B は 5 社に依頼して地域 も違うことで、地域の特性がそこに反映するかもしれませんが、それぞれコストのかけ方によ って、結果精度その他にどう影響するかを比較するのは非常に有効だろうと認識しています。 具体的に言いますと、5つの業者のうち、調査員手当をしっかり出す業者、あるいは謝礼をたくさん出す業者、そうでない業者等、いろいろ異なるはずです。つまり、単にコストの総額の違いとは別にコスト構成比が違うはずです。その違いが、どういう回収状況の違いをもたらすか、精度上どのような差が生じるかといった検証ができれば良いと思います。

竹内座長 例えば調査員の日当や、調査に答えた人に対する謝礼は、民間業者に任せるのですか。それとも、調査員の日当や謝礼等全部定めた上で、民間に委託するのですか。

飯島課長 調査に回答していただく方への謝礼だけは額を決めております。

竹内座長 それはほかの業者と同じでなければ困るからね。

飯島課長 仕様書で謝礼の額は決めておりますが、調査員への報酬は特に決めてございません。

竹内座長 決めていないということですね。それは余り細かく決めてしまったら、民間でや る余地がなくなってしまいますからね。

小川委員 受けてくれる調査会社はどのくらいかという問題ですが、余り育っていないのではないかという印象です。学会などでも、最近は全国調査の需要がかなり多いです。時系列比較の需要が多くて、一度始めると、ずっと続けなければいけないんです。最近5年間でいいですから、そういった全国調査がどのくらい数が増えているかわかりますか。ただ、例えばCOEの中に全国調査やそういった調査が幾つ含まれているかというのを調べただけでもかなりわかるような気がします。私の耳にする限りだと、アメリカのHRSのような大規模調査を開始するという話もありますし、ほかの大学でも調査したいと言っているようです。そうなってくると、これから民間開放をしたときに、調査がバッティングして、余りにも需要が大き過ぎて手に負えなくなってしまうのではないかと心配です。調査員は同時に異なる業者に登録していることが往々にしてあるので、調査の基礎となる調査員が十分に揃っていないといけません。しかも調査時期がかぶってしまう可能性も高く、電気の需要と同じようにピークのときに対応できるだけのキャパシティがあるかという点も非常に重要になってくると思います。

舟岡委員 先ほどの件ですが、全国調査はともかく、地方ごとの調査については、試験調査ですから謝礼の額も市場原理にゆだねるというか、民間企業に任せてしまうのはどうでしょうか。

竹内座長 今回の場合は本体調査が実施されているわけですよね。ですから、本体調査と試験調査で謝礼に違いがあると、この調査に応じたら謝礼はこうだったのに、あの会社の調査で

はもらえなかった、あるいは倍もらったなどという話が出てきて心配です。

何かほかにもご意見ございませんか。

大橋委員 今の舟岡先生の話に関連して、その報酬は予算上どうなっているのか。積算数上、 出ているのですか。そうなると融通性が余りなくなってしまいますね。

飯島課長 予算上は決まっております。

大橋委員 幾らになっているのですか。

竹内座長 決まっているけれども、民間委託する場合、それは積算根拠になるだけでしょう。

大橋委員 積算根拠なのか、もう少し上の目細レベルぐらいになっているのか。

竹内座長 それはどうなっているのか。

大橋委員 かなり本質的部分だから、ひょっとしたら単なる積算根拠ではないかもしれない。

衞藤局長 予算その他は確認しておきます。

竹内座長 検討課題についてもう少し何かありましたらお願いします。

舟岡委員 検討課題についてですが、統計調査というのは1回結果を失ってしまうともう取り返しがつかないですから、例えば不正を行ったとか、あるいは契約どおり履行しなかったとか、そういう場合の罰則等は定めておかなくて良いいのですか。1回結果が失われたらもはやお金で償えるものではないと思いますが、罰金等のペナルティを覚悟した上で、適切な入札価格で参加する形が必要ではないでしょうか。

竹内座長 当然、契約違反だということになるから、例えば契約上の違約金というのは取るでしょう。

大橋委員 損害賠償を請求できると思いますよ。

竹内座長 その上にですね。

大橋委員 法律上はそういう罰金ではなくて、賠償ですよね。損害が生じて、その契約を履行しないことによって生じた損害については、賠償請求はできるでしょう。

竹内座長 ただそれは経済的に幾らの損失であるかという判断は非常に難しいということと、 特別に罰金をつくるならそれは特別な法律をつくならければだめですね。

大橋委員 特別な法律をつくらないとだめだと思います。

新村委員 そこは法制度の検討では、恐らくまだ最終の段階まで行っていないと思います。 違約については契約上の問題ですが、極めて本質的なもの、例えば秘密保持などに対するもの は、若干法律上の手当てをしようという方向になっていると理解しております。

竹内座長 秘密保護に関しては今でも法律的な手当てがあるわけです。

新村委員 受託業者に対して罰則は、今のところかかっていないと理解しています。

竹内座長 でも実際に漏らした人間に対する罰則は、今のルールでもできるのではないです か。秘密漏えいに関する罰則規定はちゃんとあるはずですよ。

新村委員 保護されなくてはいけないとなっていますが、例えば罰金とか科料とかそういう のがない。

竹内座長 ないのですか。

新村委員 してはいけないとはなっているけれども、罰金などはないと私は理解しています。

衞藤局長 統計法上のお話ですか。

新村委員 統計法上です。

衞藤局長 現行のですか。

竹内座長 統計法上、秘密の漏えいに関して罰則はなかったですか。

大橋委員 いや、あると思います。

竹内座長 あるはずですね。

大橋委員 そしてかつ、統計法の基本的な前提は、その民間事業者の委託業者についても統計法がかかっているはずですから、当然その罰則の対象者は民間委託を受けた人も対象になる と思います。

新村委員 委託者になっていないと思う。

竹内座長 大橋先生、そのはずですよね。

大橋委員 第2条がそうです。

竹内座長 それはつまりその調査を実施する方が民間であっても、今度は調査を受ける方は きちんと義務があるという。

大橋委員 民間かどうかについては問題があるかもしれない。

竹内座長 申告義務があるということも同じだという意味というのもありますかね。

新村委員 私も法律に余り明るくないですけれども、今議論をしている中では、個人情報保護法では、秘密漏えいの罰則規定ができた。それにあわせて統計法でも作ろうということで始まったと思っていました。

竹内座長 いえいえ、統計法は初めから、秘密を言ってはいけないということで罰則があります。

新村委員 秘密保持規定はありますが、罰則がないのではなかったでしょうか。19条に何かありますよね。

竹内座長 「人、法人またはその他の団体の秘密に関する事項を、他に漏らし、または窃用 したときは、これを1年間の懲役、または10万円以下の罰金に処する」という項目、ちゃんと ありますよ。

新村委員 それは19条でありましたね。

大橋委員 恐らく、行政機関個人情報保護法では、例えば地方公務員法の秘密を漏えいした ときの罰則に上乗せした形で罰則の程度を上げたので、それと同じレベルの罰則を科そうとい う議論であろうと思います。

新村委員 整合的にしようというお話になっていたと思うのですが、窃用に対して懲役という罰則は公務員以外にもかかるのですか。

竹内座長 それは当然、かかります。

新村委員 19条のその部分は解釈次第だけれども、決まっていない。

竹内座長 だから今、調査員は特別職公務員にして、公務員資格を与え、それと同時にこれ をかけるようになっているんです。

新村委員 そういう議論をしていました。

大橋委員 ただ、私が先ほど言ったように、統計法の第2条では当然行政機関が行う場合と、 その行政機関から委託を受けた者が統計調査を行う場合と、2つを含んで書いてあります。

新村委員 秘密を守らなくてはいけないという部分ですね。

大橋委員 2条ですね。

衞藤局長 2条に指定統計をその他の者に委託というふうに書いてあります。

新村委員 それ自体は何もなくて、そのときにその対象がだれであるかというところが明確でないという先ほどのお話だという気がしますが違うのですか。

飯島課長 そこがいろいろな解釈があるところです。

竹内座長 多分、いわゆる今までと同じような意味での個別の情報を漏らしたということに 対する罰則は既にあると思うのですが、民間委託全体としての情報の管理に関して、受託者の 方にもっと義務を課す必要があるのか、それに対する違反は罰する必要があるかという問題は あると思います。自分勝手な集計が幾らでもできないように、個々の情報を漏らさなくても、 全体としての情報を国に出さないで勝手に使ってしまってはいけないということを、当然入れ ておかないといけないと思います。

新村委員 現在は委託契約で手当てしているわけですね。

竹内座長 委託契約でケアしている場合、単にそれを違約だけでなくて、それを悪用、窃用

してはいけないということを明示する。

新村委員 法律的な罰則はないと思うので、多分それも考えようという話になっているのではないでしょうか。おっしゃるようにそれは重要なことだという理解です。

竹内座長 それでは検討事項等について、何かご意見ございますでしょうか。次に、実際に 実施される意識調査についてのご説明をいただきます。お願いします。

飯島課長 意識調査については、資料2と資料4の2つを用意してございますが、まず資料2で、科学技術研究調査に関する意識調査をご説明させていただきます。

まず資料 2 - 1 が現在、実施しております科学技術研究調査の概要をまとめたものでございます。統計局ではこの調査が唯一国直轄で、なおかつ郵送で実施をしているものでございまして、毎年 1 回調査をかけております。

調査の時点は3月31日現在で、調査対象はそこにありますトータルで約1万7,000の客体、 内訳は企業と非営利団体、公的機関で研究を実施しているもの、それから大学といったものが 対象になります。

調査事項はそこにありますが、調査関係の従事者に関する事項、あるいは研究費に関する事項を初め、そこにあるような項目を調査しております。調査の流れは今申しましたが、郵送ということで調査票を5月の中下旬に送りまして、その後戻ってこないところに督促を何回かかける。1回目、2回目とはがきで督促をいたしまして、その後は封書で改めて調査票を一式送るというような形の督促も行い、さらに来ない場合は、電話での督促。すべてのこういった督促業務は10月上旬ぐらいまでに終了するというような形で行っております。

17年調査の回収率はそこにあるとおりです。郵送のほかに、調査の報告者がインターネットでの回答も選択できるようにしておりまして、最新の昨年の例ですと、全体の回答のおよそ3割がインターネットの利用と聞いております。

2ページ目にその科学技術研究調査の業務内容を、先ほどの個人企業経済調査と同様に表にしてございます。やはり集計のところはまた先ほどと同様の議論があろうかと思いますが、実査ということで申しますと、4あるいは5といったところから11、これが実査業務、包括的に民間委託が想定される部分でございます。既に9番、10番といったところは、一部部分的に民間委託しているところでございます。

それで、この科学技術研究調査につきましては、並行的な形での試験調査ということではなくて、民間開放のための実証的なデータを得るために、意識調査という形でこの本体の科学技術研究調査の回答をもらったところに対して、追加的なアンケートをかけるというふうに考え

ておりまして、4ページの資料2 - 2というところに概要をつけてございます。意識調査のねらいは、調査実施者が官か民か、この違いで報告者の反応や協力度の違いなどがどうなるかを把握したいと思っておりまして、調査の対象は科学技術研究調査の調査事業所すべてとしております。最終的には返送のなかったところにもかけるような形ができないかと考えております。調査の時期ですが、できるだけ早いタイミングから調査をかけたいということもございまして、1回目の督促を行う時点で、返送があった事業所に対してまず1回目のアンケートを行って、また順次その後に来たものについて、督促をかけるタイミングのつどアンケート調査をかけます。最終的にはすべてのところに対して調査をかけるような形で検討したいと思っており

調査の方法は統計局から直接郵送で調査を行う。調査の内容は次の5ページ以降にございます。結果の取りまとめについては、全部の数字が集まるのは先になりますが、まずは8月、9 月中ぐらいに集まったものについて取りまとめて、研究会でも報告したいと考えております。

ます。

5ページから具体的な調査の内容が書いてございます。「科学技術研究調査にご協力いただいた方へ」というタイトルです。事前に先生方にお送りしたアンケートを若干修正しました。一部具体的な修正のご意見もいただいたのでそれを踏まえまして、例えば、最初「ご協力いただいた皆様へ」というタイトルだったのですが、「ご協力いただいた方へ」というふうな表現に変更してございます。

それで、Q1、これは具体的に調査票を郵送で受け取ったかどうかと。それからQ2が、どういった方法で調査票を提出したか。Q3は、インターネットを使わなかった理由。Q4のところで、現在は総務省統計局が直接調査票を郵送・回収しているのですが、これが仮に民間事業者を経由して行われた場合、ご協力いただけますかというような質問を設けてございます。複数回答可ということで、選択肢が1番からその他の9番までございます。

こういう選択肢がいいのかどうかというのもご意見いただきたいと思いますし、また先生方に事前にお送りした資料にはございませんでしたが、代案ということで土屋先生から複数回答ということでなくて、それぞれの質問に4段階、あるいは5段階で答えていただけるような問いはどうだろうかというご示唆をいただきましたので、これもあわせて追加という形でここに提案させていただきました。

代案のQ4 - 1、科学技術研究調査は、統計局が直接調査票を送付して回収する指定統計 調査、回答の義務がある調査であると。仮にこの調査を民間事業者に委託する場合、心配な点 があるかどうかということで、回答した秘密に属する事項がほかに漏えいしないか、受託した 民間事業者は信頼できるか、正確な統計が作成されるかというような質問が代案として考えられるのではないかということで載せさせていただきました。同様にQ4 - 2 でご協力いただけるかどうかというのは 1 から 4 で選択肢として設けてございます。あと、Q5として自由記入欄を設けてございます。

これが科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査でございますけれども、まだ十分に練られていない部分もあろうかと思いますので、ご意見をちょうだいして、また次回の研究会で中身を固めさせていただいて、実際の調査に入ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

竹内座長の何かご意見ございますか。どうぞ。

新村委員 このような意識調査が必要であるとは思いますが、民間に委託するか否かに関わらず、国は統計の秘密を守るし、信頼するに足る業者を選びますと言えない限りは、このような調査をすれば不安だという答えが出てくるような気がします。私は、国として調査を民間に委託するけれども、秘密の保護については万全な措置をとり、業者については状況に合う業者を選びますという姿勢を示さない限りは、この意識調査をすれば必ず国より民間は不安だという答えが出てくると思います。そういう答えがほしいのであればいいのですが、国としてそれではいけないのではないか、と思いました。

それとの関連で、片方で民間委託というのに対して統計法を変えようという研究会があって、中間報告が出ました。まだ中間で最終ではないですが、例えば、その情報もこの場で共有できればいいと思います。そこで中間報告及び今議論になっていることを共有してからでないと、両方に出席していると、同じ議論を違う視点からしてしまって、もったいない気がします。

少なくともある程度、国として民間に委託した場合にどうやって信頼性を担保するのかということを議論しているわけですから、そういうスタンスで進めないと、ただ民間が来たら心配ですかと国が聞くのは変な気がしています。

大橋委員 科学技術研究調査に関して、この調査というのは先月の31日に閣議決定した3か年計画では、科学技術研究調査の方も試験調査をするというふうに書いてあります。だからそれが意識調査の前提になっているはずです。例えば、この個人企業に関する経済調査の意識調査は、今回の調査、公務員ではなくて民間の方が調査票の回収に来たけれども、実際に不安を感じましたかという質問が入っているからこそ価値があるんです。この科学技術研究調査の意識調査にある、国が実施するより民間の方が不安ではないですかという質問は、意識調査の調査項目としては僕はふさわしくないと思います。

そこで聞きたいのは、科学技術研究調査については閣議決定で試験調査を実施すると書いて あるのに、なぜしないのか。その理由をお聞かせいただきたい。この試験調査をするというこ とが、ある意味では意識調査の前提になっていますね。

竹内座長 それはどういうことですか。

飯島課長 科学技術研究調査の場合は、個人企業経済調査と違うのは調査員調査ではないということで、これについては意識調査、中身についてはいろいろまたご意見はちょうだいしたいと思っておりますけれども、完全並行的な試験調査ということではなくて、本体調査の客体に対する付加的な意識調査をもって試験調査のかわりにするというふうな形で行いたいと、我々は今計画をしておりまして、それでこういう形で提案をさせていただいたものです。

舟岡委員 私も試験調査を実施した方が良いと思います。郵送調査の一番のポイントは、督促によって回収率をどこまで上げられるかですが、督促を官が行うのと民が行うのとで、どれだけの違いとなってあらわれるのかについて把握すべきです。科学技術研究調査の場合、1回督促すると10パーセント上がり、3回の督促で当初の50パーセント台から80数パーセントの回収率になる。個人的には、この督促は官がやらないと、なかなか回収率が上がらないだろうと理解しています。民間に委託している経済産業省の中小企業実態基本調査は中小企業が対象であるにも関わらず驚くほど回収率が高い、40パーセントぐらいありましたかね。なぜこんなに良いのか不思議に思っていたら、中小企業庁の人が督促の全工程に出張って、督促を実行しているとのことです。これは、官が督促まで含めて民間委託した中で、官がさらに再委託を無償で受けて高い回収率につなげている事例です。

回収率が郵送調査の場合のポイントですから、官と民で回収率に影響するかどうかを十分チェックできるような仕組みが必要だろうと思います。だから、時期が少しずれても試験調査をしておかれた方が良いのではないでしょうか。

竹内座長 私もその点でこういう仮定の問題を出して、どうかという話をするのは、統計上 問題があると思います。

もう一つは、「民間事業者を経由して行われた場合」と書いてありますが、調査客体は経由 して行われたと言われても何のことかわからないと思います。特に、代案では「民間事業者に 委託する場合」ともあって、委託と経由とどう違うのかという疑問が出てきます。経由でも委 託でも同じことで、実は委託といっても実査業務だけの委託であると、こちらはわかっている が、受ける人はわかるはずがない。漠然とした質問では、民間に任せて実施するというのでは 不安だねというのは当然出てくる気がしますので、やはりリアルな状況を設定して調査した方 がいいと思います。例えば、民間事業者の名前を入れて出すとか。統計局が実施するけれども、 そこに仮の名前を入れて、ここに戻してくださいという形にする。仮の質問をするよりはまし だと思います。これは詐欺だから、本当はしてはいけないかもしれない。やはり本当は何らか の形で民間業者を入れて、全部民間業者に最後までやらせなくても、最後のフォローアップは 統計局の方でするということも含めて、本当にリアルな状況をつくらないと、よくないのでは ないかと僕も思いますが、どうでしょうか。

新村委員 それから、舟岡先生の誤解があるのではないかと心配です。民間に委託したとしても、調査実施者はやはり政府だということを確認していただきたい。したがって、民間委託しても、督促状は、例えば調査を実施する省庁の大臣の名前かその局長の名前かで出すのが当然です。

舟岡委員 通常、コールセンターに委託するのですが、個々のオペレーターにきちっと指示するのが誰であるかが重要です。非常に専門性の高い人が指示して、そして言ってみれば見張っている。使命感があって見張っているのと、とりあえずコールセンターで型どおり業務を実行しましたというのとでは、明らかに違うということです。民間委託の場合でも、統計局の調査であれば、統計局の委託を受けて、どこどこが実施するものですと書いてあるのは当然で、それについてはよく認識しております。

小川委員 電話で督促するときはどのように言うのでしょうか。「何々調査センターですけれども」などと言いますか。

舟岡委員 そうではなくて、「経済産業省中小企業庁ですが」と言います。ただし、やはり 監督者の専門性が重要で、その聞き方から質問への回答等の応対まで事細かに指示して、平た く言うとサボっていないかどうかまで含めて、当事者が出張って指揮する場合とそうではない 場合で、差があるということが確認できたので、そうやっているようです。

竹内座長 何らかの形で試験調査をするということは、科学技術研究調査については無理ですか。

田口課長 予算要求の決着のときのいきさつがありますので、そういう流れの中でどちらに しても郵送なので、民間業者を経由して送っても同じではないかという感じでありました。そ れで、付随してアンケートを実施すれば、その状況はつかめるのではないかと、こういうこと でありました。

竹内座長 私は、この質問票で実際に実施したときと同じように調査の対象になる人が受け 取ると思えないです。つまり、この調査が「民間事業者を経由して行われた場合」って何のこ とやらわからないですよ。それは、実施する側は自明だと思ってしまうかもしれませんけれども、聞かれた方からしたら、民間事業者を経由して行うというのは一体どういうことを意味するんだろうと疑問に思います。そのとき、そんなことは嫌だなと思うのが第1の反応ではないでしょうか。

だからもしこの郵送調査をするのであれば、例えば、選んだ民間事業者に対してこういう部分を委託して、こういうことをしてもらいますが、そのような形に変わったときに協力していただけますか、あるいは、そうしたらそのプロセスの中でどこか不安なところありますかというように具体的にリアルな状況が思い浮かぶように聞く必要があると思います。余り長く書くと面倒くさいから読まないで書いてしまう人がいるかもしれないけれども、科学技術研究調査はそもそも相当調査項目の多い調査です。逆に言うと、アンケート文が少々長くなっても、これは個人や世帯を対象にした調査の場合とは違って、ある程度は読んでもらえると思います。

したがって、どうしても実際の試験調査が不可能なら、この部分をもう少しきちんと確認して、内容を十分に説明したものにしていただかないと、意味のないことになりそうだという心配があります。

舟岡委員 意識調査は調査事業所の全てに対して行う予定ですね。郵送費が予算の大きな金額を占めるとすると、それを半分にして、一部の事業所でも試験調査を実施できないものですか。

竹内座長 全部である必要はないですよね。

大橋委員 結局は、個人企業に関する経済調査もそうですが、民間に委託したらどういう問題が出てくるかどうかというのを、実際に民間に委託してみて検証しようというのが試験調査の意味ですから、民間に委託した場合、どんな問題があるかというのを引き出してこようというのでないとだめですよ。

竹内座長 もう少し規模を小さくしてでも、やはり何かリアルな状況をつくるような調査は できないですかね。

衞藤局長 預からせてください。

飯島課長 先ほどそういったご指摘もいただきましたので、可能かどうか確認いたします。

竹内座長 それはペンディングとしていただきたい。私の感じでは、このままの形で調査しても余り意味のある結果が出てくると思えないということを申し上げたいです。

土屋委員 私は、この意識調査は民間に委託したときに調査対象の方は果たしてどのように 思うのかという意識を調べる調査対象として、たまたま科学技術研究調査の調査対象を選んだ と認識していました。この調査に付随する調査ではないので実験をするという形ではなくて、 実施したときにどういうふうに思われるかという意識を調べるものかと思っていました。

竹内座長 私が思っているのは、実施したときの状況を聞かれた人がちゃんと理解できるのであればいいと思うんですけれども、これだけでは何が行われるかについての理解はされないということです。質問された方が、その場合にどう思いますかと聞いても、それは嫌だなというご不満が出てくるか、よくわからないから知らないという反応が出てくるかしかないので、そこが僕は問題だと思います。だから、本当に実施しなくても、リアルな状況を作ることができればそれでいいと思います。

土屋委員 おっしゃるとおりで、ワーディングは今後も変えると思っているのですが、この調査票はどちらかというと、その調査に付随した調査というニュアンスが受け取れます。そうではなくて、むしろ民間委託についての調査ということをもう少し前面に出す感じにされたらどうかと思います。つまり、今のままだと実施したものについて事後的にもう一回調査しますという感じですけれども、そうではなくて民間委託することについてどう思うかを聞きたいのですから、このQ4のようなものをもう少し前面に出すような感じにしてはどうか。

竹内座長 Q1、Q2、Q3は別にですね。いろいろなご意見があったので、この部分はも う一度ご検討いただけないですか。

衞藤局長 わかりました。

小川委員 1 つだけ確認なのですが、もしも民間に本体も委託した場合の結果が非常に違ったという場合には、過去とのデータとの関係でどうするのでしょうか。

竹内座長 いえ、ですからこの場合は、科学技術研究調査について言えば、全部民間に委託 するという形での試験調査は、データの連続性の面からして不可能だと思います。本体はやは りあくまで政府が実施します。

小川委員 大橋先生、本体の話をしていなかったですか。

大橋委員 いえ、私は試験調査の話です。

小川委員 試験調査ですか。わかりました。

竹内座長 時間もありますので、その点はもう一度ご検討ください。

それから、個人企業に関する経済調査そのものについては、既にいろいろご意見があったところですが、これについても意識調査があります。科学技術研究調査の意識調査と似たような形ですが、意味はかなり違うと思います。そちらの方についてご説明いただけますか。

飯島課長 資料4ですが、これは個人企業に関する経済調査を補完する意識調査でございま

して、1ページのところにありますが、個人企業に関する経済調査、試験調査ですけれども、 これの調査対象、さらに個人企業経済調査、本体調査の方の調査対象に対して、事後的にそれ ぞれ意識調査を行いまして、調査員による不正の有無、あるいは調査実施者が官か民かによる 報告者の反応、協力度の違いなどを把握したいということで企画したものでございます。

2つありますうちの2の(1)が試験調査の調査対象への意識調査ということで、調査事業 所すべて、調査拒否をした事業所に対しても聞けるようにしたいと考えておりますが、この試験調査、個人企業に関する経済調査の方は、12月まで調査が続きますので、それが終わった後 で統計局から直接郵送で調査を実施するという形になります。中身の方は次のページ以降でごらんいただくことにしまして、ちょっと時期が遅くなりますが、調査結果は2月中に何とか取りまとめて報告をしたいと考えています。

(2)の個人企業経済調査本体調査の方は、調査対象になる事業所が今年の4-6月期で調査が終了になる事業所に対して、できれば調査拒否の事業所も含めた形で調査をしたいと考えております。できるだけ早いタイミングで調査をしたいということで、試験調査の方とは調査の時期が変わってまいりますけれども、この時期に調査を実施したいと思っております。こちらも局から直接郵送で調査をいたしまして、結果の方は10月中に取りまとめるような形で研究会の方にご報告をしたいと思っています。

2ページ目以下が、具体的な内容でございます。2ページ、3ページ、4ページが試験調査、個人企業に関する経済調査の調査事業所に対する内容でございまして、ここで1つまた代案ということで、先ほどと同じようなものをつけております。

それからもう一つ、3ページの上のところにQ3´というのがありますが、これも先生方に事前に資料をお送りした後、追加したものでございます。中身の方は前半の方は実際に調査員が来たか、提出の状況がどうであったかと、そういったものを聞く項目でございまして、途中に回答義務の有無についての質問がございまして、Q6は、調査員の対応についてどう思ったかと。最後のQ7で、先ほどの科学技術研究調査と同様に、官民の相違を前提にしてどうかというのを聞く質問を入れております。先ほどからいろいろご指摘いただいておりますが、ワーディングも含めてまだいろいろ改善すべき点はあろうかと思いますので、またご意見をいただければと思います。

また5ページから7ページが本体調査の方にかけるアンケートでございまして、構成はほぼ 同様になっておりますが、これはもともと指定統計調査で回答義務がありますので、先ほどの 試験調査向けに回答義務があった場合どうかという質問は、こちらには入れてございません。 以上でございます。

竹内座長 どうもありがとうございました。この試験調査の方は回答する義務がないという のは、そうなのですか。

舟岡委員 義務はないでしょうが、わざわざ言わなくても良いでしょう。

竹内座長 法的に言えば、ないのでしょうけれども、わざわざないという必要はないと思い ます。

舟岡委員 「国が行う統計調査で」程度でいいですね。同じ条件で比べないとだめだと思います。

竹内座長 それからもう一つは、これは今試験調査だから法的に言えば義務がないけれども、 民間委託するときは当然義務があることになるわけでしょう。

舟岡委員 回答義務がなかったのにありそうなことを言われて回答したとすると、何か結果に影響が出てくるかもしれませんね。だからそういう要素は極力除いた方が良いのではないでしょうか。

竹内座長 回答する義務がありますと明確に書けば、それはうそを言うことになるけれども、 回答義務はありませんと書く必要はもちろんないし、あるいは回答する義務がないということ をにおわせる必要もないと思います。というのは、本当に民間委託したとき、当然回答義務は あるわけですからね。

飯島課長 今のご指摘の点ですけれども、実際の試験調査で出てくる結果数字と、本体調査で出てくる結果数字を比較するときに、その要因としてこういったものが入り込んでいるかどうかというのを、こういう質問で確認できないものだろうかという趣旨で入れたのですが。

竹内座長 しかし、もし本当に民間委託をしたら、回答する義務はありませんとは書かないでしょう。当然、指定統計調査を民間に委託したら、民間の方が受託してもそれにはちゃんと 義務があるわけです。だからむしろ回答する義務がないと書いてしまったら、逆にそのときの ための試験調査にならないではないですか。

飯島課長 そうではなく、もし今回の試験調査で回答率が悪いような場合に、それは義務が ないからそういう結果になったのではないかという理由が考えられるのではないでしょうか。

竹内座長 そういう結果が出たときの、あるいは将来に向けての結果の解釈の仕方は、どのようにするのですか。民間委託してはだめだというふうに解釈するのですか。それとも回答する義務があるということにすれば大丈夫だということにしようというのですか。

飯島課長 そこは回答者の方がそういう認識があったかどうかということを付加的に聞いて、

そういう要因の影響がどの程度入っているのか判断できないかと考えています。

竹内座長 それでしたら、むしろ回答する義務があればとか、回答する義務がないとしているのなら、と書けばよく、回答する義務がないことをにおわせる必要ないと思います。この試験調査についても、これは法的には確かに回答する義務がありませんが、むしろリアリスティックな意味からすれば、原則として、やはりこれは答えてもらわなければいけないわけですね。そういう意味では、法的には確かに回答する義務はないのだけれども、回答する義務はないと言ってはいけないのではないかと思います。

例えば、プラシーボを使うということがありますよね。プラシーボというのは効果がないですけど、と言って使ったら、最初から絶対に誰にもプラスの効果は出てこないですよ。

新村委員 指定統計調査は、調査票自体に回答する義務がありますと書きますよね。そうするとこれには書けないわけですよね。

飯島課長 指定統計にはそこまで明記はしておりません。

竹内座長 指定統計全般にはそうしていなくて、調査票1枚ずつには書いていないでしょう。

新村委員 調査票には書きませんでしたか。

飯島課長 記入の仕方とかそういうところにも通常は入れておりません。

新村委員 それでは受け手が虚心坦懐で見ると、義務があるかわからないわけですね。要するに見ている人は、試験調査は義務がなくて、指定統計調査である本調査は義務があるということが判別できないわけですか。それだったらこれはやはりおかしいですよね。最初からそう書いてあるのであれば、気になったのですけれども。

竹内座長 義務があるように書いてあれば、それはうそを書いてあるということになります。 書いていなければ、別にうそを書いていないのだからわざわざ言わなくていいだろうというの が私の意見です。

もちろん提出しなかった理由は何ですかというのは、例えばそこの中に回答する義務はない からという答えを選ぶならば、入れておいてもいいと思います。これは試験調査だから回答す る義務はないはずだというところまで知っている人がいたら、それはそう書いてもらってもい いけれども、本当は回答する義務はありませんが、という言い方はやめた方がいいと思います。

舟岡委員 Q3とQ4ですか。

竹内座長そう、そこです。

舟岡委員 Q3 ′ は回答した人と回答しなかった人のいずれに聞いても良いいもので、恐らく配り分けするんですね。

飯島課長 すみません。Q3 ′は後で追加したもので、事前に先生にお送りした資料にはなかったものです。

竹内座長 追加ね。ではQ3もQ3´も両方ある。

舟岡委員 そうすると、提出したところに対しても提出しなかった理由は何ですかと聞くのですか。

竹内座長 いいえ、「複数回答可、回答後Q3´へ」とありますから。

舟岡委員 なるほど。

新村委員 本調査も試験調査も同じ質問票を出して、答えに差を求めるのがいいと思います。 その中にQ3のように回答する義務はないからというのが入っていれば、それが試験調査の方 に回答者が多ければ、それで先ほどおっしゃったことは評価できると思いますがね。やはり違 わない方がいいような気がします。アンケートというものは、1つ違えるとほかのところも解 釈が変わってきますよね。

舟岡委員 私は回答する義務がないからという質問は誤解を与えると思います。そもそも統計法における申告義務を知っているかどうかといったら、恐らく知らない個人企業がほとんどだろうと思います。協力しないのは、忙しいのになぜ回答しなければならないのか、といった理由が大半で、通常、回答する義務があることを理解していないだろうと思いますので、結果の解釈で非常にまずいことになるかもしれません。

新村委員 それをやめた方がいいと思います。

舟岡委員 やめた方が良いいと思います。義務なんて知りませんよ。

新村委員 だから書くわけですね。

竹内座長 どうして答えなければいけないですかというときに、調査員が行って説明して、 こういうのには答えていただくという義務があることになっていますと言うかもしれないけれ どもね。

舟岡委員 そうかもしれませんね。

竹内座長 でも、そんなことはなるべく言わない方がいいというのが、調査の現場の心得だ と思います。いわんや、罰則がありますと言ったら、では罰則をかけてみろなどと開き直られ ればおしまいですから。

ですから、やはり全く同じにはならないので、民間の人が来たけれども、それについてどうでしたかというのと、もし民間の人が来るとしたらというのは、異なるようにしなければいけないと思います。

それからこの場合には、もし民間の人が来たとしたらという質問が本調査の方であっても、 それは別に構わないと思います。リアルな状況が考えられますからね。

舟岡委員 他にもし聞くとしたら、メイキングがなされていないかでどうかに加えて、例えば他計のような形で調査員がほとんど記入してしまっているとか、調査の定められたやり方を 逸脱して調査が行なわれていないかどうか等を聞くべきではないかと思います。

竹内座長 それは中で聞きます。

舟岡委員 調査票のすべてをあなたが記入しましたかと、提出者に聞いた方が良いいと思います。

竹内座長 それはしかし、調査員が直接行って聞くのはともかくとして、郵送で聞くのは難 しいと思います。

舟岡委員 選択肢です。調査票にあなたがすべて記入しましたかと。

新村委員 調査員が記入したというのを把握できますか。

舟岡委員 あるいは口頭で話して、調査員が適切に埋めたということを確認できないでしょうか。

竹内座長 しかし、口頭で話したのを記入するというのは、必ずしもメイキングではないで すよね。

舟岡委員 メイキングではないですが、調査のやり方に忠実に従っていないわけです。

竹内座長 しかし、調査員は回答者が調査票に記入することを手助けするということはあり 得ると思います。どの数字書いたらいいのですかと聞かれて、これですよと助けることはあり 得ると思いますが、それも厳密に言えば、ルール違反かもしれない。

舟岡委員 それを認めることがやはリメイキングのやりやすさにつながると思います。メイキングの行われる危険がどれぐらいあるかをチェックする趣旨ですから、それも可能性の程度だと思います。

竹内座長 でもそのレベルのメイキングなら、国がやっている調査だって常に可能性がある わけですね。

新村委員 それは民間の方が多い。

舟岡委員 だから民と官で試験調査の結果と比べれば良いのでしょう。

竹内座長 そこまでは無理でしょう。郵送調査の場合では、もう一度別の調査員が行って調べなければ無理ではないかという気がします。

新村委員 そのアンケートが郵送だということですか。

竹内座長 アンケートは郵送でしょう。

舟岡委員 簡単ですよ。これはアンケートであって、個人企業経済調査の場合のような経理 事項を調査する調査と違いますから、客体にとってみれば、設問が増えたからといって、それ ほど手間のかからない、回答しやすい調査です。

竹内座長 いや、設問が増えるのはいいのですが、今のようなことをうまく郵送のアンケートで聞けるかということが私は少し心配です。

舟岡委員 あなたが調査票のすべての事項に記入しましたかと聞くことぐらいは何の抵抗もないと思います。

竹内座長 調査票を記入した人は何でまた同じことを聞いているのだろうと思うでしょう。 だからメイキングを調べるかどうかというのは、例えば、あなたは調査票を提出しましたかと 質問した後に、調査項目に対して全部答えましたか、あるいは一部しか答えなかったか、答え なかった理由はどこかという項目で言っておけばいいと思います。

舟岡委員 それでも良いですよ。

竹内座長 むしろ、回答する気がないとかいうことよりも、回答することが非常に困難な項目がありましたかという質問で答えなかった項目と把握すればよい。それで、調査票の方にちゃんと書いてあったら、不正があったということです。

舟岡委員 そうですね。それがいいです。全く非協力の対象について、調査員本人がすべてにわたって記入するとか、あるいは他の人に依頼して、調査票を完成させることは、試験調査では恐らくないだろうと思います。本番の調査になったらわかりませんが、それに代わるものとして、不正が行われやすいかどうかについて調べるのがよいと考えます。

竹内座長 だから調査票を提出しましたかの後に、全部回答しましたかということの項目を入れて、全部回答できなかったのはなぜかと聞いて、秘密が漏れるから嫌だったからだとかというようなことをみる項目をつくるということがいいと思います。一部は回答したけれども、一部はしなかったというのはかなりあると思います。それは本体調査についてもかなり意味のある情報が出てくると思うので、その問の中に、回答したか回答していないか、回答した方については調査票の内容について全部答えられましたか、答えられなかった部分があるということであれば、それはなぜか、問の意味がわからなかったからか、嫌だったからか、という項目を入れたらいいのではないかと思います。

新村委員 アンケート調査は、調査票とつき合わせられるような形でするのですか。そうすると県名や名前を出して、どの答えが誰かとわかるようにするわけですか。

竹内座長 そうしないと意味がないですよね。

新村委員 相手先はわかるけれども、調査票は書かないというのもあるのでは。

舟岡委員 調査票は住所、氏名を書きます。

新村委員 書くのですか、このアンケート調査にも。

舟岡委員 いや、アンケート調査ではなくて。

新村委員 調査票はもちろんそうですけれども、このアンケートについて調査員がよかった かどうかということも名前をつけて書かせるのですか。

竹内座長 だから調査員がよかったか悪かったかという項目は、私は入れない方がいいと思います。ただ、本当に答えましたか、答えたことにあなたはどこまで答えましたかと書いて、答えられなければどうしてですかと、答えなかったはずなのに、こっちに書いてしまったら、これはおかしいということを別に突きとめる方がいいと思いますね。どうも民間調査員が書き込んでいたようですよということを、調査された方に言わせる必要はないと思います。

土屋委員 提出したかと聞かれたら、していなくてもしたと答えるところも結構あるのではないかとも思います。つまりそんなことを調べればわかるだろうに、また聞いてくるということは、うそをついてもわからないのではないかと思っている可能性もあると思います。

新村委員でも何か変な気がします。そんな調査するのかしら。

小川委員 これは時間的に見て、どのくらい間隔があくのでしょうね。正確に何問か覚えていないというのもあるじゃないですか。

竹内座長 ですから、もちろん何問というのは全部答えましたか、一部しか答えられません でしたかというようなことしか聞きようがないと思いますね。

飯島課長 四半期単位での調査ですが、その調査期間が終了した後、直ちに送る形になります。

竹内座長 ただ、きっと最後に送ったら、まだ余り時間がたっていないうちですね。

飯島課長 調査終了後からは、それほど時間のたたないうちにアンケートを送りたいと思います。

舟岡委員 当初の標本が、協力であったか非協力であったのか、非協力の場合、その次の対象はどうだったかという情報はすべて入手できますね。

竹内座長 それは代替標本と、ということ。

舟岡委員 ええ。

竹内座長 要するに代替標本のとき、拒否した理由とか、なぜかえたかということですね。

飯島課長 ある程度の理由はとる形になります。

舟岡委員 そうしたら、例えば調査員が当初の標本に対して何回アプローチしたとか、次の 代替標本の第1候補には何回アプローチしたとか、そういうことについても情報を取りますよ ね。

竹内座長 だからそれは集計をとる。そういう情報は中央に集まっていないと思いますよ。 舟岡委員 それをとるべきと思いますが、そういうことですか。

竹内座長 だから代替標本で、何人目の何回目の代替標本だったということは、多分ちゃんとわかると思うのですが、そのときに途中でどれだけのアクションをとったかということまでの記録は、全部はまとまってきていないと思いますよ。

舟岡委員 今回、求めるのは無理ですか。

竹内座長 例えば試験調査の部分については求めることはできると思いますが、全部についてそれを求めるのはできますか。

飯島課長 試験調査の方は、そのくらいの情報をとるのは大丈夫だと思いますが。

千野課長 調査員は現場では臨機応変に動いていると思いますので、なかなか難しいのではないかと思います。

竹内座長 幾つ目の代替標本だったらということは、記録にありますよね。

千野課長 それはあります。

竹内座長 ただその途中でどういうアクションを何回とったかというのは難しいですね。

舟岡委員 何かの調査で見ましたが、何だったか覚えていません。

竹内座長 それで、時間がもう大分たってしまったので申しわけないのですが、この調査票 についても、もう一度検討していただいくことがありそうなので、意識調査についてはもう一 度案をつくり直していただいて、出していただいた方がよろしいのではないかと思います。

次回研究会は、5月下旬に開催するということでよろしいでしょうか。

飯島課長 その前に先ほどちょっとお話しありましたけれども、アンケートについては、どこの事業所から来た回答かというのが識別できるようなコードづけをしておこうと思っております。

竹内座長 それはないと困る。

飯島課長 それで、次回ですけれども、第3回研究会を5月下旬に開催できたらと考えております。第3回から第5回までの開催候補日について、日程表をお手元にお配りしてございますので、先生方のご日程、ご都合のいいところをその日程表にお書きいただいて、また後日で

結構でございますので、また私ども事務局の方までご連絡いただければと存じます。よろしく お願いいたします。

できるだけ先生方のご日程の合う日に設定させていただきたいと思います。

竹内座長 それでは、調査についてはもう一度次回に練り直した案を出していただくことに して、よろしくお願いします。ではよろしいですか。

本日はどうもありがとうございました。